

—特別委員会・職域別部会委員会活動報告（区）—
（総務委員会）

総務委員会における取組み

—会員構成獣医師の組織率の現状と向上対策について—

境 政人[†]（(公社)日本獣医師会副会長兼専務理事）



1 はじめに

われわれ獣医師組織にとって長年にわたる最も重要かつ困難な課題の一つは、会員構成獣医師数の減少、すなわち地方獣医師会の会員組織率の継続的な低下に如何にして歯止めをかけるのかという案件である。総務委員会では、これ

までも本課題に対する解決策について検討してきたが、未だ有効な解決策を提案し実行に移すことができないままとなっている。

このような状況を踏まえ、令和元・2年度の総務委員会では、①「日本獣医師会、地方獣医師会及び地区獣医師会との役割、業務等の分担について（獣医学術地区学会の運営の在り方）」、②「地方獣医師会における休会制度等と本会の会費について」、③「地方獣医師会における入会金等について」、④「地方獣医師会会員組織率の向上対策について」をテーマに掲げ検討を行った。

本稿では、令和3年9月の総務委員会報告に若干の補足をを行うとともに、その記述に先立って会員構成獣医師の組織率の現状について分析を試みたので報告する。

2 会員構成獣医師の組織率の現状

(1) 地方獣医師会の会員獣医師数及び届出獣医師数の推移

表に、地方獣医師会別の会員数・届出者数・推定組織率について、平成10年から令和2年までの22年間の推移を示した。届出獣医師数とは、獣医師法第22条の規定に基づく隔年末の届出獣医師数であり、獣医師免許を有する全ての獣医師が把握されていない可能性はあるが、これを分母として推計組織率の推移を表している。届出獣医師数は、平成10年の29,643人から令和2年の40,251人と22年間で35.8%増加している。一方、

会員獣医師数は、同期間において26,975人から24,953人と7.5%減少している。その結果、組織率は岡山県を除く全ての都道府県で低下し、全国では平成10年の91.0%から令和2年の62.0%と2/3まで低下している。特に、東京都が81.5%から23.2%と1/3～1/4まで大きく減少しているのを筆頭に、関東4都県、大阪府及び兵庫県で組織率が5割以下となるなど、都市部ほど低い組織率となっている。

(2) 地方獣医師会の組織率の世代別・職域別の比較

図1に、平成18年から平成30年まで4年ごと12年間の獣医師会組織率の世代別比較を示した。いずれの世代も継続的に低下しているが、その原因は20歳代及び30歳代の低組織率が、そのまま年月の経過とともに高齢世代と置き換わっていくためである。

図2に、平成18年から令和2年まで14年間の獣医師会組織率の職域別比較を示した。いずれの職域も経時的に低下しているが、都道府県職員と小動物・産業動物開業は就業人数も多くかつ80%以上の比較的高い組織率を維持している。

都道府県職員の組織率が高い理由は、公務員獣医師は全国家畜衛生職員会及び全国公衆衛生獣医師協議会という組織にほぼ全員が加入し、これが地方獣医師会への加入に繋がる組織的な位置付けになっているためであるとされている。また、小動物・産業動物開業獣医師の組織率が高い理由は、狂犬病予防接種事業等への参加による事業収入の確保や、研修会等への参加による最新の知識・技術の入手等のメリットがあるためと推察される。

一方、小動物勤務と社員は30%程度と低率であるが、特に小動物勤務の低組織率は小動物開業の高組織率との対比において特異な感がある。これは、小動物開業獣医師が院長として代表して地方獣医師会に加入することにより事業メリットや各種の情報等を入手できること

[†] 連絡責任者：境 政人（(公社)日本獣医師会）

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

☎ 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : masato_sakai@nichiju.or.jp

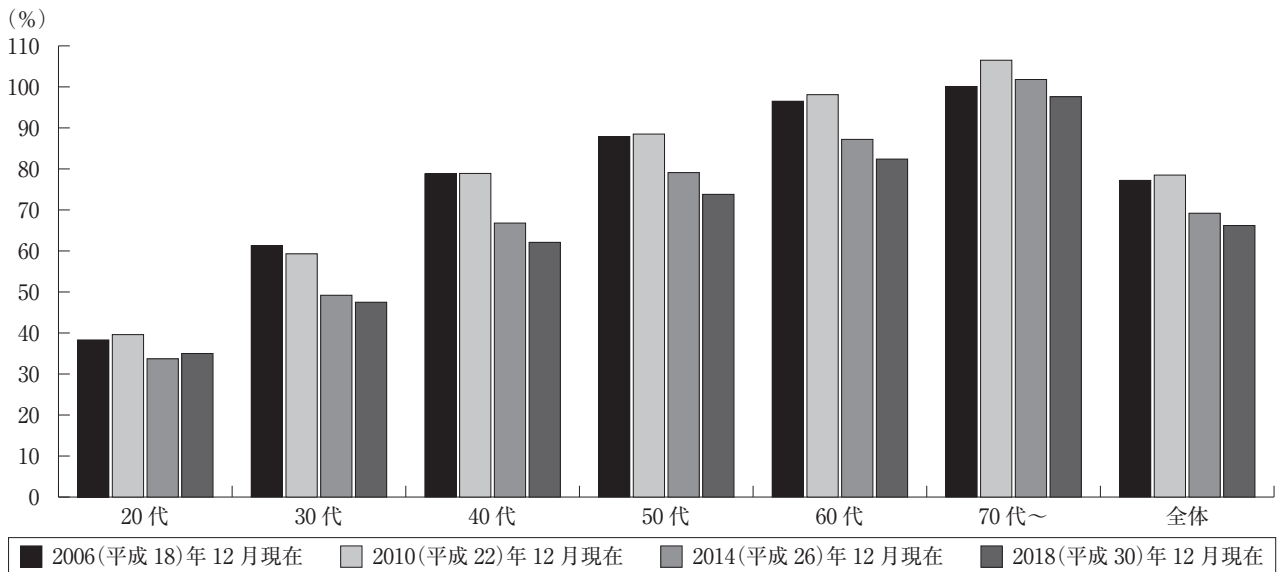
表 地方獣医師会の会員獣医師数(会員構成獣医師)等の推移

単位:人

獣医師会	会員数・届出者数・推定組織率											
	2020(令和2)年			2018(平成30)年			2008(平成20)年			1998(平成10)年		
	会員数	届出者数	組織率	会員数	届出者数	組織率	会員数	届出者数	組織率	会員数	届出者数	組織率
北海道	2,846	3,468	82.1%	2,882	3,475	82.9%	2,856	3,124	91.4%	2,659	2,707	98.2%
青森県	414	531	78.0%	439	548	80.1%	453	548	82.7%	438	530	82.6%
岩手県	561	603	93.0%	574	608	94.4%	625	644	97.0%	636	638	99.7%
宮城県	382	707	69.6%	384	678	73.7%	421	631	84.5%	570	614	92.8%
仙台市	110			116			112					
秋田県	261	279	93.5%	277	291	95.2%	284	292	97.3%	322	325	99.1%
山形県	335	346	96.8%	337	341	98.8%	345	343	100.6%	336	328	102.4%
福島県	460	549	83.8%	478	551	86.8%	527	582	90.5%	530	581	91.2%
茨城県	590	1,164	50.7%	612	1,169	52.4%	687	1,143	60.1%	640	981	65.2%
栃木県	480	769	62.4%	490	754	65.0%	554	685	80.9%	502	609	82.4%
群馬県	505	680	74.3%	527	668	78.9%	535	546	98.0%	533	527	101.1%
埼玉県	783	1,795	43.6%	829	1,696	48.9%	902	1,440	62.6%	851	936	90.9%
千葉県	950	2,012	47.2%	939	1,986	47.3%	1,040	1,715	60.6%	1,022	1,257	81.3%
神奈川県	585			627			687			765		
横浜市	392	2,953	37.8%	405	2,836	36.4%	416	2,258	54.4%	381	1,418	80.8%
川崎市	138			142			125			—		
山梨県	192	249	77.1%	189	247	76.5%	188	220	85.5%	177	195	90.8%
東京都	1,082	4,661	23.2%	1,126	4,534	24.8%	1,269	2,929	43.3%	1,467	1,799	81.5%
新潟県	443	521	85.0%	455	520	87.5%	451	507	89.0%	451	518	87.1%
富山県	241	290	83.1%	240	282	85.1%	237	247	96.0%	233	242	96.3%
石川県	219	284	77.1%	223	266	83.8%	220	221	99.5%	224	243	92.2%
福井県	136	156	87.2%	135	160	84.4%	142	163	87.1%	151	147	102.7%
長野県	542	724	74.9%	560	736	76.1%	632	734	86.1%	698	777	89.8%
岐阜県	552	673	82.0%	561	647	86.7%	566	659	85.9%	551	605	91.1%
静岡県	698	943	74.0%	723	1,100	65.7%	780	1,054	74.0%	791	860	92.0%
愛知県	907			935			940			1,073		
名古屋市	160	1,731	61.6%	162	1,673	65.6%	145	1,393	77.9%	126	1,064	112.7%
三重県	236	428	55.1%	259	434	59.7%	356	432	82.4%	396	426	93.0%
滋賀県	304	432	70.4%	314	425	73.9%	311	385	80.8%	270	329	82.1%
京都府	308	680	62.6%	314	644	67.9%	357	578	81.5%	354	486	90.5%
京都市	118			123			114			86		
大阪府	575	1,640	47.9%	603	1,543	53.2%	753	1,372	68.1%	660	833	91.1%
大阪市	211			218			181			99		
兵庫県	504	1,454	42.6%	551	1,366	49.3%	887	1,244	81.4%	872	1,156	86.0%
神戸市	116			122			126			122		
奈良県	188	331	56.8%	215	351	61.3%	247	312	79.2%	207	243	85.2%
和歌山県	173	230	75.2%	194	232	83.6%	199	218	91.3%	201	212	94.8%
鳥取県	263	322	81.7%	284	326	87.1%	292	318	91.8%	286	291	98.3%
島根県	252	319	79.0%	258	314	82.2%	296	336	88.1%	340	344	98.8%
岡山県	542	556	97.5%	571	577	99.0%	586	552	106.2%	585	626	93.5%
広島県	637	720	88.5%	668	713	93.7%	721	680	106.0%	683	657	104.0%
山口県	383	468	81.8%	393	476	82.6%	430	450	95.6%	481	462	104.1%
徳島県	282	348	81.0%	281	355	79.2%	277	331	83.7%	256	295	86.8%
香川県	320	340	94.1%	325	353	92.1%	314	320	98.1%	290	272	106.6%
愛媛県	362	481	75.3%	352	444	79.3%	370	394	93.9%	366	377	97.1%
高知県	224	274	81.8%	222	267	83.1%	234	243	96.3%	238	245	97.1%
福岡県	710	1,084	71.1%	716	1,082	71.8%	685	948	80.9%	642	829	89.6%
北九州市	61			61			82			101		
佐賀県	219	268	81.7%	217	253	85.8%	223	262	85.1%	219	253	86.6%
長崎県	386	472	81.8%	395	485	81.4%	429	465	92.3%	415	436	95.2%
熊本県	392	657	59.7%	410	637	64.4%	447	635	70.4%	489	655	74.7%
大分県	337	431	78.2%	353	436	81.0%	364	452	80.5%	389	450	86.4%
宮崎県	589	696	84.6%	592	691	85.7%	564	598	94.3%	552	595	92.8%
鹿児島県	954	1,065	89.6%	1,029	1,095	94.0%	977	1,010	96.7%	933	938	99.5%
沖縄県	343	467	73.4%	354	445	79.6%	358	415	86.3%	316	332	95.2%
合計	24,953	40,251	62.0%	25,761	39,710	64.9%	27,319	35,028	78.0%	26,975	29,643	91.0%

注1:会員数は、該当年度末の地方獣医師会の会員獣医師数(会員構成獣医師)。

注2:届出者数は、該当年度末の獣医師法第22条の規定に基づく獣医師届出者数。



区分	2006 (平成18) 年 12月現在			2010 (平成22) 年 12月現在			2014 (平成26) 年 12月現在			2018 (平成30) 年 12月現在			2006年～ 2018年の減 少ポイント数
	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	
20代	3,523	1,351	38.3%	3,373	1,337	39.6%	3,638	1,227	33.7%	3,621	1,267	35.0%	3.4%
30代	8,320	5,098	61.3%	8,015	4,752	59.3%	8,770	4,315	49.2%	8,609	4,090	47.5%	13.8%
40代	8,054	6,344	78.8%	7,524	5,939	78.9%	8,439	5,641	66.8%	8,510	5,286	62.1%	16.7%
50代	7,916	6,955	87.9%	7,720	6,836	88.5%	8,216	6,500	79.1%	7,785	5,744	73.8%	14.1%
60代	3,662	3,535	96.5%	4,656	4,566	98.1%	5,893	5,141	87.2%	6,678	5,505	82.4%	14.1%
70代～	4,343	4,347	100.1%	4,091	4,355	106.5%	4,142	4,217	101.8%	4,507	4,399	97.6%	2.5%
全体	35,818	27,630	77.1%	35,379	27,785	78.5%	39,098	27,041	69.2%	39,710	26,291	66.2%	10.9%

※獣医師総数は獣医師法第22条の届け出による人数（農林水産省とりまとめ）、構成獣医師数は構成獣医師異動処理システムへの地方獣医師会入力データによる。

図1 獣医師会入会率の世代別比較

から、勤務獣医師に対して地方獣医師会への加入を推奨しないこと、また、勤務獣医師も多忙でありかつ入会の必要性を感じないためであると言われている。この点については、獣医師会組織として何らかの改善策を講じる余地があるものと考えられる。

地方獣医師会の年齢別会員獣医師数をみると、大学卒業後の会員獣医師数が一旦ピークに達する年齢は平成18年の39歳から徐々に低下し、令和2年は35歳となっている。これは、今後において獣医師会組織率の改善を図るためには、35歳までの若年獣医師に対する有効な加入促進対策が不可欠であることを示している。

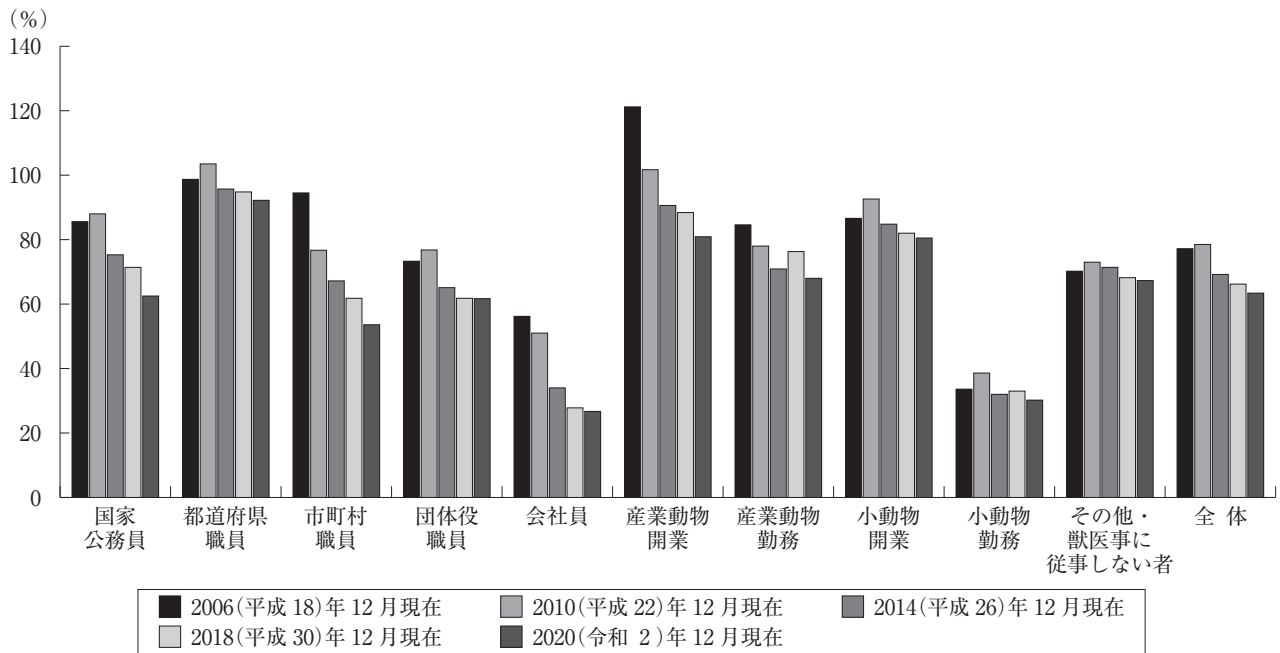
3 総務委員会報告（令和3年9月）

(1) 日本獣医師会、地方獣医師会及び地区獣医師会との役割、業務等の分担について（獣医学術地区学会の運営の在り方）

① 検討課題

ア 前期総務委員会から継続して、獣医学術地区学会の運営の在り方について検討を行った。

イ 従来本会が主催していた「地区三学会」については、本会及び地方獣医師会の公益法人化に際し、社会からも広く認知されるよう全国統一的に公益法人である地方獣医師会独自の公益事業としての位置づけが求められたことに伴い、平成23年度から、任意団体である地区獣医師会連合会の事業ではなく、地区学会を担当する地方獣医師会が主催する公益目的事業である「獣医学術〇〇地区学会」として開催することとした。このため、事業としての「獣医学術〇〇地区学会」は担当する地方獣医師会が主催し



職域	2006 (平成18) 年 12月現在			2010 (平成22) 年 12月現在			2014 (平成26) 年 12月現在			2018 (平成30) 年 12月現在			2020 (令和2) 年 12月現在			2006年 ～2020 年の減 少ポイ ント数
	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	獣医師 総数	構成獣 医師数	入会率	
国家 公務員	464	397	85.6%	457	402	88.0%	518	390	75.3%	511	365	71.4%	525	328	62.5%	23.1%
都道府県 職員	7,301	7,206	98.7%	6,725	6,961	103.5%	7,121	6,816	95.7%	6,953	6,588	94.8%	6,889	6,349	92.2%	6.5%
市町村 職員	1,338	1,264	94.5%	1,679	1,287	76.7%	1,887	1,269	67.2%	1,952	1,206	61.8%	2,067	1,108	53.6%	40.9%
団体 役員	4,911	3,600	73.3%	4,559	3,500	76.8%	5,216	3,396	65.1%	5,317	3,286	61.8%	5,245	3,238	61.7%	11.6%
会社員	1,790	1,006	56.2%	1,789	913	51.0%	2,407	819	34.0%	2,637	733	27.8%	2,580	690	26.7%	29.5%
産業動物 開業	1,455	1,764	121.2%	1,564	1,591	101.7%	1,573	1,425	90.6%	1,520	1,343	88.4%	1,566	1,267	80.9%	40.3%
産業動物 勤務	227	192	84.6%	291	227	78.0%	323	229	70.9%	334	255	76.3%	387	263	68.0%	16.6%
小動物 開業	7,939	6,875	86.6%	7,682	7,113	92.6%	8,372	7,101	84.8%	8,473	6,949	82.0%	8,459	6,810	80.5%	6.1%
小動物 勤務	5,373	1,807	33.6%	5,722	2,207	38.6%	6,973	2,234	32.0%	7,449	2,457	33.0%	7,989	2,413	30.2%	3.4%
その他・ 獣医事に 従事しな い者	5,020	3,525	70.2%	4,911	3,587	73.0%	4,708	3,363	71.4%	4,564	3,111	68.2%	4,544	3,060	67.3%	2.9%
全 体	35,818	27,636	77.2%	35,379	27,788	78.5%	39,098	27,042	69.2%	39,710	26,293	66.2%	40,251	25,526	63.4%	13.7%

※獣医師総数は獣医師法第22条の届け出による人数（農林水産省とりまとめ）、構成獣医師数は構成獣医師異動処理システムへの地方獣医師会入力データによる。

図2 獣医師会入会率の職域別比較

て行い、当該地区の他の地方獣医師会がこれを共催するとともに、本会は協賛（協賛金は本会主催時と同じ110万円）することとした。

ウ 現在、地区学会の運営は、地方獣医師会及び近畿地区においては地区連合獣医師会、他の地区では地

方獣医師会が持ち回りで運営主体となっている。地方獣医師会が運営主体の場合は事業実施地域の問題、地区獣医師会連合会が運営主体の場合は任意団体としての課題がある。

エ 更に、近畿地区の行政庁が、地方獣医師会が所管

する区域外の施設で事業を実施することについて疑義を呈していること等から、従来どおり本会が主催すべきとの意見も提出されているため、今後の対応方向について前期総務委員会で検討が行われた。

オ 前期総務委員会報告書では、対応方向として、以下の2案が提示された。

(ア) 【案の1】

a 「獣医学術〇〇地区学会」については、平成23年度に決定されたとおり、地方獣医師会主催の公益目的事業として地区内の地方獣医師会の持ち回りで開催する。

b しかし、一般社団法人である地方獣医師会が主催、開催する場合は、公益社団法人である本会または地方獣医師会が協賛または共催し、支援を行うことはできない^(注)。

c このため、一般社団法人である地方獣医師会については、公益法人化を待って「獣医学術〇〇地区学会」を主催することとせざるを得ない。

(イ) 【案の2】

a 平成23年度からの既定方針を変更し、かつての「地区三学会」と同様に「獣医学術〇〇地区学会」は本会が一元的に主催する事業に変更する。ただし、この場合は、当該事業については、地方獣医師会の公益目的事業とは位置付けられないことになる。

b この場合、本会が当該事業の主催者となるとともに、地区内の開催を担当しない地方獣医師会は同事業を共催する。そのうえで、本会は地区内の開催を担当する地方獣医師会に対し、開催業務を委託するものとする。

c ただし、この場合にあっては、本会は地区内の開催担当地方獣医師会と委託契約を締結の上、厳格なる委託費の限度額を設定し、本会の赤字の発生を未然に防止する措置を講じることとする。

カ 前期総務委員会報告書で対応方向として示された上記2案について、各地方獣医師会にいずれの案を推進すべきか、調査したところ、賛否が分かれ、また両案に反対等の意見もあり、新たな対応方向を検討することが必要とされた。そのため、地区学会の運営について改めて調査を行い、検討を行った。

注：「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」（抜粋）
（公益認定の基準）第5条第4号

その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益

法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りではない。

② 検討内容

ア 地区学会の運営方法等について、令和2年1月9日付け事務連絡にて調査を行ったところ、55地方獣医師会全てから回答がなされた。その結果は次のとおりである。

(ア) 44地方獣医師会（80%）において、地区学会が公益目的事業として認められている。これらの公益社団法人である地方獣医師会では、これまで道府県の担当部局とも特段の問題は起きておらず、運営方法の変更は適当ではないとの意見があった。

(イ) (ア) 以外は、5地方獣医師会（9%）が公益目的事業として認められていない、5地方獣医師会（9%）が一般社団法人、1地方獣医師会がその他であった。公益目的事業として認められていない理由の多くは、持ち回り制で毎年実施しないため及び地区連合獣医師会が地区学会を主催しているためであった。

イ 令和3年5月11日開催の第24回総務委員会では、協議の結果、以下の方向で取りまとめることとされた。

(ア) 地区学会の運営については、公益社団法人の地方獣医師会が公益目的事業として開催担当の場合は、同会が主催とし、従来どおり、本会から開催担当の公益社団法人地方獣医師会に対して、本会の公益目的事業として事業運営費を支出する。

(イ) (ア) 以外の場合、すなわち、一般社団法人の地方獣医師会や任意団体の地区獣医師会連合会等が開催を担当するか、または、公益社団法人の地方獣医師会が開催を担当しても、地区学会が公益目的事業と認められない場合は、本会は、地区学会の主催組織に対して、本会の業務の一部委託を行うこととし、その際の委託費は（ア）の事業運営費と同額を上限とする。

(ウ) (ア) 及び（イ）のいずれの場合においても、獣医学術地区学会における地区学会長賞の選考は、日本獣医師会獣医学術学会年次大会における獣医学術学会賞の予備選考過程として位置づけ、本受賞講演への推薦に係る事務手続き等の作業に要する経費について、協賛金または委託費として支出することとし、関係規程においてその旨を明記する。

(エ) また、近年の学会での発表演題数の減少傾向も踏まえ、他学会との連携等、公益社団法人として社会に貢献できる今後の学会のあり方について、別途検討する必要がある。

ウ 以上を踏まえ、今期総務委員会報告書における、
獣医学術地区学会の運営の在り方の対応方向は、次
のとおりとした。

③ 対応方向

各地区における優秀研究業績として選考された地区
学会長賞受賞講演については、日本獣医師会獣医学術
学会年次大会において発表されている。このため、獣
医学術地区学会における地区学会長賞の選考は、日本
獣医師会獣医学術学会年次大会における獣医学術学会
賞の予備選考過程として位置づけられる。したがっ
て、本受賞講演への推薦に係る事務手続き等の作業に
要する経費について、協賛金または委託費として支出
する。

また、近年の学会での発表演題数の減少傾向も踏ま
え、他学会との連携等、公益社団法人として社会に貢
献できる今後の学会のあり方について、別途検討する
必要がある。

(2) 地方獣医師会における休会制度等と本会の会費について

(2-1) 日本獣医師会の地方獣医師会に対する会費について

① 検討課題

地方獣医師会が会員構成獣医師の育児休業、傷病休
暇等による休会制度を設けた場合、日本獣医師会の会
費等に関係してくることから、その対応について、前
期総務委員会から継続して検討を行った。

② 対応方向

日本獣医師会の地方獣医師会に対する会費について
は、本会の令和4年度第79回通常総会において、会
費の額及び徴収方法を決定する際に、令和4年3月
31日現在の会員構成獣医師数に基づく構成獣医師割
会費から、地方獣医師会を休会中であって会費の全額
または一部（本会の会費以上の額）が減免されている
者を免除することとする。

なお、日本獣医師会雑誌は送付することとする。

この対応方針を受け、令和4年6月22日に開催さ
れた本会の第79回通常総会の第5号議案「令和4年
度会費及び賛助会費の件（承認事項）」において、「1
の（2）会員構成獣医師割会費：令和4年3月31日
現在における会員構成獣医師数に、6,000円を乗じて
得られた額。ただし、当該会員構成獣医師数には、令
和4年3月末日現在で満年齢80歳以上である者を含
まない。また、休会制度を設けている地方獣医師会に
おいて、令和4年3月末日現在で休会中であって、会
費の全額または一部（本会の会員構成獣医師割会費の

単価以上の額）が減免されている者を含まない。」と
された。

(2-2) 地方獣医師会における休会制度等について

① 検討課題

各地方獣医師会により、会員構成獣医師の育児休
業、傷病休暇等による休会制度の有無、その制度の定
め方がさまざまであることから、アンケート調査を実
施した。

② 調査結果

8地方獣医師会（15%）において、休会等の制度が
関係規程に基づき設けられ、これらの多くは休会中の
会費は免除している。

一方、47地方獣医師会（85%）は休会等の制度は
設けていない。

③ 対応方向

(2-1) のとおり、本会が休会中の者に対する会費
免除を導入することを踏まえ、休会制度のある地方獣
医師会の規程等や変更手続き方法等について、未導入
の地方獣医師会に紹介し、休会制度の導入を促す。

(3) 地方獣医師会における入会金等について

① 検討課題

転勤を伴う職場に勤務する獣医師について、現所属
獣医師会から転勤先の新たな獣医師会への加入に当
たって、再度入会金等を請求されるため、そのまま非
会員となるような事例があることから、その対応につ
いて、前期総務委員会から継続して検討を行った。

② 調査結果

獣医師が他の獣医師会を退会し、新たに入会する場
合に、入会金及び会費の免除・減額等の制度につい
て、13地方獣医師会（24%）が関係規程の整備等
により導入している。

③ 対応方向

各地方獣医師会個々の実情もあり、改善方策につ
いて一律に対応することが困難であることから、まずは
転勤を伴う勤務獣医師を対象とする等、比較的着手し
やすい分野から取組みを進める。

入会金等の免除制度のある地方獣医師会の規程や変
更手続き方法等を未導入の地方獣医師会に紹介し、入
会金等の免除制度の検討の参考に資する。

(4) 地方獣医師会会員組織率の向上対策について

① 検討課題

本会の会費収入の動向は、地方獣医師会の会員構成獣医師の組織率等に直結しているが、会員構成獣医師は毎年1%以上減少しており、歯止めを掛けられない状況にある。このため、本会及び地方獣医師会の組織強化に資するよう、獣医学系大学の在学学生、新規若手獣医師をはじめ未入会の既卒獣医師、現在入会している会員構成獣医師の退会抑制等、全ての獣医師等に対する有用かつ魅力ある獣医師会活動を提供できるよう、具体的な方策について前期総務委員会から継続して検討を行った。

② 対応方向

ア 獣医師免許を取得した新規獣医師の各地方獣医師会への入会促進対策

(ア) 動物感謝デー等の日本獣医学生協会（JAVS）と連携した活動を継続・拡充し、学生のうちから獣医師会の活動に参加することで、獣医師会に対する理解を深める。

(イ) 獣医学共用試験合格者に対して、本会が合格証を無償で作成配布するとともに、日本獣医師会雑誌を毎月無償で送付する等の新たな取組みを進めることにより、獣医師会への理解を深める（令和3年度から実施）。

(ウ) 獣医学系大学の卒業時に、日本獣医師会会長による優秀卒業生の表彰と、地方獣医師会への入会を勧誘する。

イ 先述の地方獣医師会における休会制度等の導入・促進により、退会者の減少を図る。

ウ 別途、「総合獣医療・専門獣医療提供体制整備推進検討委員会」において進行中の「認定・専門獣医師制度」の創設を推進し、会員構成獣医師に最新の獣医学的知識及び高度な専門技術の修得の機会を付与するとともに、広告可能な専門資格の取得・維持が可能となる制度を構築することにより、地方獣医師会の会員組織率向上を図る。

エ 別途検討中の、特別委員会「マイクロチップ普及推進検討委員会」等における対応方法の検討を踏まえ、①地方獣医師会及び会員構成獣医師との連携下でのマイクロチップの装着・登録の円滑な実施体制

の構築、②狂犬病予防事業の一括受託によるワンストップサービスの推進、及び③アニマルクラスター構想の具体化による付加価値サービスの一体的運用体制の構築を地方獣医師会と連携して確立することにより、地方獣医師会の会員組織率向上を図る。

オ 愛玩動物看護師法の新規制定を踏まえ、人医療の地域包括ケアシステムを参考に、獣医師と愛玩動物看護師との役割分担及び連携の下に、地域包括獣医療サービスの仕組み作りを推進する。

カ 獣医師福祉共済事業においては、本会が契約者となって、地方獣医師会の協力の下で手数料収入を折半しつつ、獣医師賠償共済事業、生命共済保険等、会員構成獣医師等の福利厚生の実現に努めている。そのうち獣医師賠償責任保険については、令和2年度からクレーム対応サポート補償を付加し、会員構成獣医師の負担軽減を図る取組みを開始した。今後一層の普及推進により、地方獣医師会の会員組織率向上を図る。

キ One Health の推進により、SDGs（持続可能な開発目標）に繋げ、社会貢献に関心の高い獣医師の入会を図る。

(5) 今後のスケジュールについて

前述の(1)及び(2)については、令和4年4月1日から施行し、(3)及び(4)については、対応方策ごとに実施可能となったものから順次取組みを進める。

4 おわりに

次期総務委員会においても「地方獣医師会会員組織率の向上対策について」引き続き検討を行うこととしているが、一朝一夕に劇的に改善可能な対策がある訳ではない。何よりも重要なことは、全ての会員構成獣医師、地方獣医師会及び本会が、新設された制度等について自らの課題として主体的かつ前向きに取り組み、その解決に向けて尽力していくことが必要である。

なお、会員構成獣医師の組織率の向上対策については、本誌 Vol.75, No.8 (2022) の「日本獣医師会雑誌通巻900号 発刊記念連載特別企画—各分野で活躍する獣医師のさらなる飛躍に向けて (XI)—日本獣医師会の役割と職域別課題への具体的な対応」においても記載したので、参照いただければ幸いです。